

# 向日市留守家庭児童会入会申請について

留守家庭児童会は、放課後に育成する保護者等がない市内在住の児童（1年生～4年生）を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健やかな育成を図ることを目的としています。児童会での約束を守り、みんなが仲良く過ごせるよう、ご家庭でもご指導、ご協力をお願いします。

## 1 留守家庭児童会とは

- (1) 家庭の保護者等（「保護者」と「同居や同一世帯（18歳以上65歳未満）の方全員」を指します。）が、就労その他の理由で放課後等家庭での育成に欠ける児童が対象です。社会性を身につける、遊び場所がない、友達と一緒に利用したいといった理由では利用できません。趣旨についてご理解いただき、育成が可能な時は、できる限りご家庭での育成をお願いしています。
- (2) 登下校の安全については、保護者の責任となります。集団下校や、1人帰りをされる児童には、ご家庭でご指導をお願いします。
- (3) 学習指導の場ではありませんので宿題などの取組は児童の自主性に任せています。
- (4) 投薬などの医療行為は行えません。けが等の応急処置のみとなります。
- (5) 児童会のルールが守れない、他の児童に危害を加えるなど運営や集団生活に支障をきたす恐れがある場合は、利用をお断りすることがあります。

## 2 対象児童

向日市内在住で、保護者等が放課後に育成にあたることのできない小学1年生から4年生までの児童

## 3 入会要件

1	保護者等が放課後から夕方までの間、就労等により、児童の育成が困難な場合。 ※ <u>休憩時間を除いた実労働時間が月80時間以上、かつ月平均15日以上</u> の就労等が必要。
2	保護者等の病気（入院・通院）、家族の看護・介護などのため児童の育成が困難な場合。
3	母親が出産前後であるため、児童の育成が困難な場合。 ※産前8週間（多胎妊娠の場合は産前14週間）と産後8週間の期間。 ※育児休業中は、児童会を利用できません。

※保護者等が1～3のいずれかに該当することが分かる書類を提出いただき、審査の上、決定します。ただし、向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱の規定に基づき、入会対象外となる場合もあります。

※保護者等が1～3のいずれかに該当し、特別な配慮が必要な5・6年生（身体障害者手帳や療育手帳を有している、特別支援学校に在籍中、特別児童扶養手当を受給中などの理由で1人での留守番が難しい児童）の入会については、直接生涯学習課までご相談ください。

#### 4 入会できる留守家庭児童会

通学する小学校にある児童会

名 称	所 在 地	TEL・FAX
向日市第1留守家庭児童会	向陽小学校内（向日市向日町南山3）	934-2101
向日市第2留守家庭児童会	第2向陽小学校内（向日市物集女町南条70）	934-2102
向日市第3留守家庭児童会	第3向陽小学校内（向日市森本町下森本30）	934-2103
向日市第4留守家庭児童会	第4向陽小学校内（向日市寺戸町三ノ坪20）	934-2104
向日市第5留守家庭児童会	第5向陽小学校内（向日市上植野町五ノ坪1）	934-2105
向日市第6留守家庭児童会	第6向陽小学校内（向日市寺戸町大牧24）	934-4511

※私立・特別支援学校に通う児童は、住所地校区の小学校の児童会に入会していただきます。

#### 5 開設時間（通常入会）

	開設時間	延長時間 （別途延長利用に係る 協力が発生）	早朝時間 （別途早朝利用に係る 協力が発生）
平日	放課後～午後6時	午後6時～7時	なし
土曜日		なし	なし
1日育成日 （春・夏・冬休み、 振替休校日）	午前8時30分～午後6時	午後6時～午後7時	午前8時～8時30分

※夏季入会の場合は利用できる時間が異なりますのでご注意ください。

#### 6 休会日

- (1) 日曜日、祝日、国民の休日
- (2) 8月14日、15日、16日、12月29日～1月4日
- (3) 年度末（3月末）事務整理日（年度末の日曜日を除く2日間）
- (4) 気象警報等による臨時休会日

7 児童会での過ごし方（例） ※児童会ごとに異なります。

時間	平日	土曜日・1日育成日
午前 8:00	授業	早朝時間（希望者のみ・土曜日はなし）
～		
8:30		開会
～		自由遊び・宿題などの学習
正午		昼食
午後 1:00		自由遊び
3:00	おやつ	おやつ
～	自由遊び （お誕生日会やお店屋さんなどのお楽しみ会も実施します。）	自由遊び
5:00	お迎え／集団下校／1人帰りの準備	お迎え／集団下校／1人帰りの準備
6:00	閉会	閉会
～	延長時間（希望者のみ）	延長時間（希望者のみ・土曜日はなし）
7:00		

※学校がお休みの日や給食のない日の昼食は、お弁当の用意をお願いします。

※1・2年生には学校の宿題をする時間を設けていますが、3年生以上については児童の自主性に任せています。指導員が勉強を教えたり、答え合わせをすることはできません。また、音読等の音が出る宿題やタブレットを使う宿題はできません。

## 8 負担していただく費用

(1) 基本協力金 前年度の市民税額に応じて負担いただきます。

階層	算定の基礎	月額
A	生活保護・生活支援給付・準要保護世帯（就学援助費）・ 市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税の世帯	0円
B	市民税の所得割額が 7,000円未満の世帯	2,700円
C	市民税の所得割額が 7,000円以上 55,000円未満の世帯	4,300円
D	市民税の所得割額が 55,000円以上 129,000円未満の世帯	5,900円
E	市民税の所得割額が 129,000円以上 177,000円未満の世帯	7,000円
F	市民税の所得割額が 177,000円以上の世帯	8,000円

※住宅借入金等特別控除・寄附金控除・配当控除等の税額控除は適用せず、控除前の金額で算定します。

※単身赴任等で住民票が別の保護者の所得割額も含みます。

※生活保護・就学援助費の適用、世帯構成の変更等により基本協力金が変更になる場合は、生涯学習課まで申し出てください。基本協力金の変更は、申し出の翌月から適用されます。

※同一世帯の児童が同時に2人以上入会している場合の基本協力金の額は、2人目については1,000円減額、3人目以降については0円となります。なお、夏季休業日のみ入会する児童は対象外です。

※休会中も基本協力金を納付していただきます。また、日割り計算はできませんので、月の途中で退会される場合は1か月分の基本協力金を負担いただきます。

### (1) 延長利用に係る協力金

延長時間の利用回数に応じて負担いただきます。1か月あたり3,000円を上限額とします。

利用区分	利用に係る協力金(1人当たり)
希望日利用(1日単位)	200円/回 (最大3,000円/月)
A階層・第3子目以降	0円

(2) 早朝利用に係る協力金

春夏冬休み期間の平日及び学校の振替休日に伴う一日育成日の午前8時～午前8時30分の利用回数に応じて負担いただきます。

利用する場合は、必ず前日までに児童会に連絡してください。

利用区分	利用に係る協力金(一人当たり)
希望日利用(1日単位)	100円/回
A階層・第3子目以降	0円

(3) スポーツ安全保険料

入会児童1人につき800円(年額)を負担いただきます。

保険加入の手続き上、入会決定後すぐにお支払いいただきます。

その後、入会を辞退される場合でも保険料は返金できませんのでご了承ください。

※別途、おやつ代及び行事費(1か月2,200円程度)が必要です。

※基本協力金、延長利用・早朝利用に係る協力金は、京都銀行またはゆうちょ銀行の口座振替払で納付していただきます。

<参考>

夏季入会協力金は、下記のとおりです。期間中に納付書で納付していただきます。

階層	算定の基礎	月額
A	生活保護・生活支援給付・準要保護世帯(就学援助費)・ 市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税の世帯	0円
B	市民税の所得割額が7,000円未満の世帯	3,700円
C	市民税の所得割額が7,000円以上55,000円未満の世帯	5,800円
D	市民税の所得割額が55,000円以上129,000円未満の世帯	7,900円
E	市民税の所得割額が129,000円以上177,000円未満の世帯	9,300円
F	市民税の所得割額が177,000円以上の世帯	10,000円

## 9 入会を希望される場合

### (1) 4月から入会する場合

受付期間を設けますので、広報むこう、市ホームページでご確認の上、必ず期間中に申請してください。きょうだい児の保育所の入所が決まっていなくても申請できます。

なお、受付期間内に申請がない場合や必要な書類がそろわない場合は4月から入会できません。

#### 【令和8年度4月入会の申請日程】

	在会者（10月1日時点）		新規入会（新1年生含む）	
申請方法	直接提出	オンライン	直接提出	オンライン
提出先	各児童会		向日市役所 生涯学習課	
受付日時	令和7年10月14日（火） ～10月24日（金）		令和7年11月10日（月） ～11月21日（金）	
	・平日 放課後～午後6時  ・土曜日 午前8時半 ～午後6時	10月24日（金） 午後5時申請完了 分まで	・平日 午前8時45分 ～午後5時  ・11月16日（日） 午前10時 ～午後3時 ※11月15日（土） は受付しません。	11月21日（金） 午後5時申請完了 分まで
申請書 配布場所	生涯学習課（市役所別館1階）、児童会、市ホームページからダウンロードできます。			
	在会者には、10月1日以降、お子さんを通じて申請書類一式を配布します。提出の際は、なるべく保護者が直接持参してください。		子育て支援課（東向日別館） 向日市立各保育所 向日市内こども園、幼稚園など	

### (2) 5月以降入会する場合

入会したい月の前月15日（休日の場合は前開庁日）までに申請してください。

申請は、生涯学習課窓口、オンライン（ぴったりサービス）で受付しています。なお、郵送では受付していません。

(3) 夏休みのみ利用する場合

夏休みは、夏季入会として、6月ごろに受付を行いますので期間内に申請してください。

夏季入会は、平日の午前8時30分（早朝利用は午前8時から）から午後3時までとなり、延長利用や土曜日は利用できません。午後3時以降や土曜日の利用を希望される場合は、7月、8月の前月15日（休日の場合は前営業日）までに通常入会として申請してください。

詳しくは広報むこう、市ホームページでご確認ください。

(4) 冬休み・春休みのみ利用する場合

冬休みのみ、春休みのみの利用は、通常入会として申請をお願いします。

入会要件を満たしていれば一度退会した後、再び入会することもできますが、都度、入会の手続きが必要です。

(5) 長期休暇中は利用しない場合

夏休み・冬休み・春休みなどの長期休暇中、利用しない場合は、児童会または生涯学習課に休会届を提出してください。

休会期間中も基本協力金を負担いただきます。なお、基本協力金の日割り計算はできません。

## 10 申請に必要な書類について

(1) 必ず提出していただく書類

ア 入会申請書（1家庭につき1枚）

イ 同意書（オンライン申請の場合は不要）

ウ 保護者等の育成が必要となることの証明書類(裏面参照)

(2) 状況に応じて必要な書類

ア 令和7年1月1日に向日市に住民票がない方

令和7年度課税（非課税）証明書（令和7年1月1日に住民票のあった市町村での証明書）

イ 現在、向日市外に住民票があり、入会までに向日市に転入予定の保護者等  
転入予定届

ウ 申請時点で求職活動中の保護者等

求職活動届出書（追って入会までに入会要件を満たした就労証明書の提出が必要）

エ その他

入会申請にあたり教育委員会が必要と認める書類

【育成が必要となることの証明書類】

育成が必要な状況		入会できる要件	証明する書類
1	就労（居宅外）	休憩時間を除いた <u>実労働時間月 80 時間以上かつ 月平均 15 日以上</u> ※育児休業中で復帰する場合、 復帰後の就労時間を確認しま す。	1 就労証明書 証明日が3ヶ月以内であれば向日市 立保育所入会申請用のコピーも可。 2 変則勤務の場合は、スケジュール 表、又は直近3ヶ月のシフト表
	就労（自営業）	※居宅内で就労の場合、自営業 と同様の証明書類を提出して ください。	1 就労証明書 2 下記のいずれか（名刺は不可） (1) 前年の確定申告書（第1表のコ ピー）、e-Tax（受信通知・申告デ ータ出力） (2) 開業届・営業許可証等のコピー 3 自営業等に関する就労状況申出書
2	就学	<u>月 80 時間以上かつ 月平均 15 日以上の授業等</u> ※児童の兄弟姉妹が就学の場合 は必要ありません。	1 入会する年度の在学証明書（学生 証のコピーも可） 2 時間割 ※4月から、児童会入会と同時に入学 予定の方は、入学決定通知のコピー と履修内容が確認できる書類等
3	保護者の病気 （入院・通院）	放課後に育成が困難である場合	診断書（留守家庭児童会入会申請用）
	家族の看護・介護		1 介護・看護状況届出書 2 ケアプラン等のコピー
4	出産	<u>出産予定日の産前産後 8 週間 多胎児妊娠の場合は産前 14 週間</u> ※育児休業期間の利用はできま せん。	1 母子手帳の母親の氏名、分娩予定 日が分かるページのコピー （出産後） 2 分娩日がわかる書類（コピー可）

※就労先が複数ある場合は、それぞれの事業所の就労証明書を提出してください。

※土曜利用希望の方は、土曜日の勤務の頻度について、証明が必要です。事業者に就労証明書備考欄への記載を依頼してください。

※今後の就労見込を提出された場合は、就労後、直近3ヶ月分の就労証明書（実績）の提出が必要  
です。提出がない、遅れるなどの場合は、退会となることがあります。

※病院の任意様式の診断書を提出する場合は、児童の育成が困難である等の診断と育成できない期間の記載が必要です。

## 11 オンライン（ぴったりサービス）申請について

### (1) 事前に準備するもの

ア スマートフォンまたはパソコン

イ 就労証明書など必要書類のデータ

（印刷して記入後、撮影またはスキャンしたもの（jpg や PDF など））

### (2) 申請方法

ア 市ホームページから

オンライン申請 > 手続種別一覧 > 放課後児童クラブ > 留守家庭児童会入会申請

または 子育て・教育 > 学校教育 > 留守家庭児童会 > 留守家庭児童会入会申請 >

オンライン申請

イ マイナポータルから

🔍 さがす > 自治体を「京都府 向日市」に設定 > 「留守家庭児童会」で検索 🔍 >

令和8年度留守家庭児童会入会申請

※マイナポータルアプリの場合、ログインにマイナンバーカードが必要です。

ウ QRコードから



<<ぴったりサービス申請画面 QR コード

### (3) 申請内容の入力

冒頭の説明ページを確認の上、「申請する」から申請者情報、申請情報を入力してください。

入力項目は、途中で一時保存することもできます。

なお、4人以上の児童の申請する場合は、お手数ですが、2回に分けて入力してください。

### (4) 申請書類のデータのアップロード

申請者情報、申請情報を入力後、必要書類をアップロードし、ファイルを追加してください。

証明書類は、プリンターでスキャンや、スマートフォンで撮影してください。

### (5) 入力内容を確認して申請する。

必要書類をアップロードした後、「送信する」から申請します。申請内容を印刷することもできます。

申請内容に不備などがありましたら生涯学習課から、申請時に入力されたメールアドレス宛に連絡させていただきます。書類の再提出が必要な場合は、別途、再提出の手続き方法をお知らせします。

## 12 入会審査結果について

入会審査の結果を下記のとおり各家庭に郵送します。

- (1) 4月から入会する場合  
2月下旬
- (2) 5月以降に入会する場合  
入会月の前月 25 日頃

## 13 入会説明会

児童会の利用方法、費用についてなど、入会前に説明を受けていただきます。

新規で入会される場合は、必ず説明を受けてください。

- (1) 4月から入会する場合  
入会する前の3月の第1土曜日、午前 11 時から各児童会で説明会を開催します（予定）。  
なお、どうしても都合がつかない場合は、あらかじめ各児童会に連絡し、日時を調整の上、別途、説明を受けてください。
- (2) 5月以降に入会する場合  
入会決定通知後、すみやかに児童会に連絡し、日時を調整の上、説明を受けてください。

## 14 入会したら

心配なことや、伝えたいことなどがありましたらいつでも指導員にご相談ください。

利用や手続きで分からないことがあれば生涯学習課に連絡いただくか窓口にお越しください。

- (1) 欠席やお迎え時間の変更などは、電話・FAX・連絡帳・ミマモルメアプリから連絡してください。（ミマモルメアプリからの連絡受付は、当日の朝 7 時 30 分までです。）
- (2) 児童会は保護者の送迎が原則ですが、保護者の責任のもと集団下校や 1 人帰りをすることができます。ただし、新 1 年生は、通学自体に慣れていないため、4 月の間は、保護者の送迎をお願いしています。新 1 年生の集団下校や 1 人帰りの開始時期については、入会後にお知らせします。
- (3) 入会申請時の状況（住所、勤務先、勤務状態、家族構成（結婚・離婚・出産）、課税内容、就学援助費の適用など）に変更があった場合は、すみやかに各児童会または生涯学習課に連絡してください。必要に応じて、就労証明書や診断書等の提出をお願いすることがあります。
- (4) 基本協力金及びその他の費用を滞納された場合は退会となります。やむを得ない事情などで納付が遅れると分かった時点ですみやかに生涯学習課にご相談ください。
- (5) 児童会は年度毎に入会申請が必要です。1 年ごとの入会申請のご準備をお願いします。

## 15 よくある質問

Q 1 新1年生として入会したいのですが、きょうだいすでに在会しているときはいつ申請したらいいですか。

A 1 きょうだいに在会者がいる場合は、新1年生を含めた入会する児童全員を在会者受付期間に申請してください。

翌年度、上のお子さんが新5年生以上で、新1年生の入会を希望される場合は新規入会受付期間に申請してください。

Q 2 抽選や定員はありますか。

A 2 抽選や定員はありません。

必要な書類をそろえて提出され、入会要件を満たしているかどうか審査後に、入会決定します。個別に見守りが必要な場合などご心配があれば必ず事前にご相談ください。

Q 3 今、仕事を探しているのですが、入会できますか。

A 3 新規入会申請は受け取りますので、受付期間内に入会申請書類と求職活動届出書を提出してください。その後、入会前月までに入会要件を満たす就労証明書（見込）が提出された場合、入会することができます。就労証明書（見込）を提出できなければ、入会を取下していただきます。※在会中の方は Q9 参照

Q 4 下の子が保育所に決まっていなかったら入会（申請）できませんか。

A 4 入会したい月の受付期間内に申請に必要な書類を提出してください。

復職後の就労見込等が児童会の入会要件を満たしておられたら、下のお子さんの保育所入所が決まるまで入会を保留します。下のお子さんの保育所入所が決まったことを生涯学習課に連絡をいただきましたら、児童会入会を決定します。復職後に直近3か月分の就労証明書（実績）を提出してください。

Q 5 児童会ではどんな遊びをしますか。

A 5 自由遊びの過ごし方は、児童の自主性に任せています。

ドッジボールやサッカーなどグラウンドでの外遊びや、室内での読書、ボードゲーム・パズルなど様々です。体育館で遊ぶこともありますので、上履きのご用意をお願いすることがあります。入会説明会で入会前に児童会にお越しいただき、施設等をご確認ください。

Q 6 ケガや事故などはどのように対応してもらえますか。

A 6 児童会にいる間に大きなけがや事故があった場合、保護者の緊急連絡先に連絡しますのですみやかにお迎えをお願いします。また、入会時に指定のスポーツ安全保険に加入していただきます。保険適用を申請、認められた場合は費用の弁償、通院費などのお支払いに利用することができます。

Q 7 アレルギーがあって皆と同じおやつは食べられません。

A 7 児童会で用意するおやつについてご相談させていただきますのでアレルギーについては、必ず事前に児童会までお伝えください（入会申請を通じて申し出てください）。

Q 8 急な仕事の都合で、お迎えに行けない時があるかもしれません。

A 8 児童会の対応としては下記の方法があります。

- ・集団下校や1人帰りができる児童であれば、下校方法を変更する。
- ・午後7時まで利用時間を延長する。
- ・他の保護者にお迎えにいらしてもらう。

いずれの場合も予定が分かり次第、すぐに児童会に連絡してください。

通常の出欠や利用時間変更は、ミマモルメアプリを通じて連絡していただけますが、当日急な変更がある場合は、必ず電話で連絡してください。

Q 9 入会した後に退職（転職）しました／妊娠・出産しました。手続きが必要ですか。

A 9 勤務先や勤務状況、家族構成に変更がありましたら必ず生涯学習課までご連絡ください。

退職し、求職活動中の場合は、求職活動届出書を提出してください。（令和8年度から）就労先が決まるまでの一定期間は児童会を利用できますが、求職活動する日、時間帯のみの利用となります。また、就労証明書（見込）を提出締切日までに提出できない場合は退会となります。

すでに転職している場合は、新しい就労先の入会要件を満たす就労証明書（見込）をすみやかに生涯学習課へ提出してください。さらに、直近3か月分の就労実績を記載した就労証明書を提出していただく必要があります。

在会中に出産した場合は、分娩日を児童会または生涯学習課までお知らせください。児童会は、産後8週目の月までの利用となり、育児休業中は利用できません。退会届の提出をお願いします。

いずれの場合も、就労状況等が変わった後に連絡がなく、入会要件を満たしていない場合は、退会していただきます。

Q 10 仕事の状況等変わらないので来年度も継続利用したいのですが、申請が必要ですか。

A 10 仕事の状況等変わらない場合でも年度毎に入会申請が必要です。

毎年、秋頃に翌年度4月から利用の入会申請を受付ますので、利用を希望される場合は、この受付期間に必ず申請してください。

受付期間を過ぎますと翌年度4月から利用いただけず、5月以降の入会となります。ご注意ください。

<b>お問い合わせ</b>	〒617-8665 向日市寺戸町中野 20 番地（市役所別館 1 階）
	※東向日別館ではありません。
	向日市教育委員会生涯学習課 TEL：874-2987 FAX：931-2555